
日本社会学史学会理事・監事選出規程

日本社会学史学会総会承認

第1条（選挙権および被選挙権）

本学会会員で選挙施行前年度末までに、会費を完納した者は選挙権および被選挙権を有する。

第2条（選挙管理員）

選挙管理委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第3条（選挙人・被選挙人）

選挙は、年度初頭に作成した選挙人および被選挙人名簿によって行う。

第4条（理事選挙の手続き）

理事選挙の手続きは次の各項による。

1. 投票は無記名で所定用紙に5名の氏名を連記する。ただし、不完全連記でも有効とする。
2. 投票用紙は所定の小封筒に入れ、無記名とし、郵送には所定の郵送用投票用紙を用い、投票者の住所・氏名を明記する。

第5条（理事の選出方法）

理事の選出方法は次の各項による。

1. 開票の結果については、相対多数者をもって理事候補とする。なお、下位同数者が生じた場合、年齢上位者を優先する。
2. 選挙によって選出される理事候補者は5名とする。
3. 次点者をもって選任理事候補者の補欠とする。
4. 2項の理事候補者5名が合議の上、5名以内の理事候補者を追加することができる。
5. 理事の選出結果は、総会の議を経て決定する。

第6条（監事の選出方法）

監事は理事会の推薦により、総会の議を経て決定する。

第7条（本規程の改正）

本規程の改正は、総会の議を経なければならない。

第8条（本規程の施行）

本規程は、昭和61年4月1日より施行する。

昭和63年6月26日一部改正。平成10年6月27日一部改正。

以上